

平成30年7月27日
四国電力株式会社

台風7号および前線等に伴う大雨により 被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について (対象地域の追加)

台風7号および前線等に伴う大雨により被災されたお客さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当社は、台風7号および前線等に伴う大雨により災害救助法が適用された市町村およびその隣接する市町村において、被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることとしております。

(7月9日お知らせ済み)

このたび、7月5日付で愛媛県八幡浜市にも災害救助法が適用されたことを受け、同市に隣接する愛媛県西宇和郡伊方町においても同様の措置を講じるため、昨日、経済産業大臣に申請を行い、同日認可を受けましたのでお知らせいたします。

特別措置の内容は、以下のとおりです。

1. 対象地域 (このたび追加した地域)

愛媛県西宇和郡伊方町

(平成30年7月5日付で災害救助法が適用された愛媛県八幡浜市 に隣接)

愛媛県八幡浜市は、平成30年7月5日に災害救助法が適用された愛媛県西予市および大洲市の隣接市町村として既に特別措置を講じております。(7月9日に申請・認可)

2. 特別措置の内容 (7月9日にお知らせ済みの内容と同一)

当社と電気需給契約があるお客さま

(1) 電気料金の支払期日¹の延長

被災されたお客さまの平成30年6月分(支払期日が7月5日以降となるもの)に限ります。)7月分および8月分の電気料金の支払期日を各々1カ月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金²の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費³の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに臨時電灯または臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

- (5) 使用不能設備に対する基本料金の免除
被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。
 - (6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除
被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その初回の工事に要した費用は申し受けません。
- (注) 1 : 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。
2・3 : 工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

新電力をはじめとした電力会社さま

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点について、以下のとおりといたします。

- (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長
接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成30年6月分(支払期日¹が7月5日以降となるものに限ります。)、7月分および8月分の料金算定日を各々1カ月延長いたします。
 - (2) 不適用月の接続送電サービス料金等の免除
被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間、申し受けません。
 - (3) 工事費負担金²の免除
被災時から引き続き全く電気を使用されないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が接続供給を廃止し、その後新たに契約者³が接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または接続供給の契約電力をこえないときは、工事費負担金は申し受けません。
 - (4) 臨時工事費⁴の免除
臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われたときは、臨時工事費は申し受けません。
 - (5) 使用不能設備に対する基本料金等の免除
電気の使用者の電気設備が使用不能となった場合、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は申し受けません。
 - (6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除
引込線、計量器等および通信設備の取付位置の変更を申し込まれた場合で、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、その初回の工事に要した費用は申し受けません。
- (注) 1 : 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。
2・4 : 工事費負担金および臨時工事費とは、電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、契約者にご負担いただく費用をいいます。
3 : 新電力をはじめとした当社以外の電力会社等をいいます。

3．特別措置のお申し込み方法

当社と電気需給契約があるお客さま

対 象 地 域		当 社 事 業 場	
愛媛県	西宇和郡伊方町	八幡浜営業所	.0120-410-796

新電力をはじめとした電力会社さま

よんでんネットワークコールセンター .0120-410-805

〔対象地域において、当社以外の電力会社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金に関するお問い合わせは、契約先の電力会社にお問い合わせください。〕

以 上